

## 令和5年6月玉川村議会定例会

### 議事日程(第3号)

令和5年6月15日(木曜日)午前10時開議

- |       |        |  |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | 報告第 1号 | 専決処分の報告について(福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の一部変更について、専決第8号) |
| 日程第 2 | 報告第 2号 | 繰越明許費について(令和4年度玉川村一般会計)  |
| 日程第 3 | 報告第 3号 | 令和4年度玉川村上水道事業会計予算繰越計算書について   |
| 日程第 4 | 報告第 4号 | 令和4年度玉川村農業集落排水事業会計予算繰越計算書について  |
| 日程第 5 | 議案第31号 | 玉川村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について   |
| 日程第 6 | 議案第32号 | 玉川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について   |
| 日程第 7 | 議案第33号 | 令和5年度玉川村一般会計補正予算(第1号)について  |
| 日程第 8 | 議案第34号 | 令和5年度玉川村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について  |
| 日程第 9 | 議案第35号 | (仮称)複合型水辺施設の整備・運営事業「施工に関する契約」の締結について                                     |
| 日程第10 | 議案第36号 | 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて   |
| 日程第11 | 議案第37号 | 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて   |
| 日程第12 | 議案第38号 | 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて   |
| 日程第13 | 議案第39号 | 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて   |
| 日程第14 | 議案第40号 | 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて   |
| 日程第15 | 議案第41号 | 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて   |
| 日程第16 | 議案第42号 | 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて   |
| 日程第17 | 議案第43号 | 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて   |
| 日程第18 | 議案第44号 | 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて   |
| 日程第19 | 議案第45号 | 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて   |
| 日程第20 | 議案第46号 | 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて   |

- 日程第 2 1 議案第 4 7 号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 2 2 議案第 4 8 号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 2 3 議案第 4 9 号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 2 4 村長の追加提案理由の説明
- 日程第 2 5 議案第 5 0 号 玉川村副村長の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 2 6 請願の処理について（委員長報告）
- 日程第 2 7 委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 2 8 委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 2 9 委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 3 0 委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 3 1 日程の追加
- 日程第 3 2 発議第 2 号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について

出席議員（11名）

1番	大 羅 将 君	2番	佐久間 安 裕 君
3番	小 針 竹千代 君	4番	石 井 清 勝 君
5番	渡 邊 一 雄 君	6番	小 林 徳 清 君
7番	大和田 宏 君	8番	飯 島 三 郎 君
10番	三 瓶 力 君	11番	塩 澤 重 男 君
12番	須 藤 利 夫 君		

欠席議員（1名）

9番 西 川 良 英 君

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	大 越 健 一	会計年度任用	須 藤 智恵子
-------	---------	--------	---------

---

説明のため出席した者の職氏名

村 長	須 釜 泰 一 君	教 育 長	岡 崎 寛 人 君
総 務 課 長	須 田 潤 一 君	企画政策課長	小 針 武 彦 君
住民税務課長 兼会計管理者	車 田 ヨシ子 君	健康福祉課長	曲 山 知賀子 君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局 長	塩 田 敦 君	地域整備課長	高 林 浅 輝 君
教 育 課 長	坂 本 敬 君	公 民 館 長	小 針 達 夫 君
遊 水 地 対 策 室 長	溝 井 浩 一 君		

---

◎開議の宣告

○議長（須藤利夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は11人です。欠席通告議員は9番、西川良英君です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

（午前10時06分）

---

◎議事日程の報告

○議長（須藤利夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎報告第1号の報告

○議長（須藤利夫君） 日程第1、報告第1号 専決処分の報告についての報告を求めます。

総務課長、須田潤一君。

〔総務課長 須田潤一君登壇〕

○総務課長（須田潤一君） それでは、報告第1号についてご説明申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

○総務課長（須田潤一君） もう1点につきましては、田村広域行政組合が令和5年3月31日に解散したことに伴いまして、構成団体の数を減少させることについて福島県市町村総合組合から協議があり、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分したので、同法第2項の規定により議会に報告するものであります。

○議長（須藤利夫君） 報告は以上のとおりです。

---

◎報告第2号の報告

○議長（須藤利夫君） 日程第2、報告第2号 繰越明許費についての報告を求めます。

総務課長、須田潤一君。

〔総務課長 須田潤一君登壇〕

○総務課長（須田潤一君） それでは、報告第2号についてご説明申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

○総務課長（須田潤一君） この繰越明許費につきましては、令和4年度玉川村一般会計補正予算（第6号）でご議決いただきました12の事業に関する繰越明許費について、令和4年度一般会計繰越明許費繰越計算書のとおり、事業費と財源を確定し、繰越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

○議長（須藤利夫君） 報告は以上のとおりです。

---

#### ◎報告第3号の報告

○議長（須藤利夫君） 日程第3、報告第3号 令和4年度玉川村上水道事業会計予算繰越計算書についての報告を求めます。

地域整備課長、高林浅輝君。

〔地域整備課長 高林浅輝君登壇〕

○地域整備課長（高林浅輝君） それでは、報告第3号について、ご説明申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

○地域整備課長（高林浅輝君） このため、地方公営企業法第26条第1項の規定により工事を繰越したため、同法第26条第3項の規定により議会に報告するものであります。

○議長（須藤利夫君） 報告は以上のとおりです。

---

#### ◎報告第4号の報告

○議長（須藤利夫君） 日程第4、報告第4号 令和4年度玉川村農業集落排水事業会計予算繰越計算書についての報告を求めます。

地域整備課長、高林浅輝君。

〔地域整備課長 高林浅輝君登壇〕

○地域整備課長（高林浅輝君） それでは、報告第4号について、ご説明申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

○地域整備課長（高林浅輝君） このため、地方公営企業法第26条第1項の規定によりまして工事を繰越したため、同法第26条第3項の規定により議会に報告するものでございます。

---

◎議案第31号の説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第5、議案第31号 玉川村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

住民税務課長、車田ヨシ子君。

〔住民税務課長兼会計管理者 車田ヨシ子君登壇〕

○住民税務課長兼会計管理者（車田ヨシ子君） それでは、議案第31号についてご説明申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

○住民税務課長兼会計管理者（車田ヨシ子君） よろしくご審議、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第31号 玉川村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第32号の説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第6、議案第32号 玉川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

健康福祉課長、曲山知賀子君。

〔健康福祉課長 曲山知賀子君登壇〕

○健康福祉課長（曲山知賀子君） それでは、議案第32号についてご説明申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

○健康福祉課長（曲山知賀子君） よろしくご審議、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第32号 玉川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第33号の説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第7、議案第33号 令和5年度玉川村一般会計補正予算（第1号）  
についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

総務課長、須田潤一君。

〔総務課長 須田潤一君登壇〕

○総務課長（須田潤一君） それでは、議案第33号についてご説明申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

○総務課長（須田潤一君） よろしくご審議、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第33号 令和5年度玉川村一般会計補正予算（第1号）についてを採決しま  
す。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第34号の説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第8、議案第34号 令和5年度玉川村国民健康保険特別会計補正  
予算（第1号）についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

健康福祉課長、曲山知賀子君。

〔健康福祉課長 曲山知賀子君登壇〕

○健康福祉課長（曲山知賀子君） それでは、議案第34号についてご説明申し上げます。



[朗 読・説 明]

○健康福祉課長（曲山知賀子君） よろしくご審議、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長（須藤利夫君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第34号 令和5年度玉川村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第35号の説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第9、議案第35号（仮称）複合型水辺施設の整備・運営事業「施工に関する契約」の締結についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

企画政策課長、小針武彦君。

[企画政策課長 小針武彦君登壇]

○企画政策課長（小針武彦君） それでは、議案第35号について説明いたします。

[朗 読・説 明]

○企画政策課長（小針武彦君） よろしくご審議、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

7番、大和田宏君。

○7番（大和田 宏君） この事業については、須釜村長の所信表明の中、あるいは先ほどの

説明の中の目的の部分に書いてありますが、村長におかれましては、今までは副村長の立場での考え、あるいは思いであったと思いますので、改めて須釜村長として、この事業に対しどのような思い、強い熱意があるのか伺います。

○議長（須藤利夫君） 村長、須釜泰一君。

○村長（須釜泰一君） 大和田議員の質問にお答えさせていただきます。

この施設の事業につきましては、私の所信の中でも述べさせていただきましたし、昨日の一般質問にお答えした形でも考え方等については述べさせていただいておりますが、やはり魅力ある、活力ある、元気で豊かな玉川村を想像いたしまして、選ばれる村づくりを進めていくためにも、将来の村づくりに大きな影響を及ぼす人口減少対策というのは大事な施策でございますので、今までも最重要施策として位置づけておりますし、これからも最重要施策として位置づけ、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

人口流出の抑制、そして移住、定住につながる交流人口、そして関係人口の拡大に向けた事業に取り組んでいくことが必要だというふうに考えておまして、これは1つの事業、取組でできるものではなくて、やはり何度も申し上げますが、総合政策として取り組んでいく必要があるなというふうに考えております。そういう意味で、多くの方々の知恵、そして使命感、情熱、行動。いわゆるミッション、パッション、アクションにより、この問題に対処していくことが大切だというふうに考えております。

私は、観光を通しまして、新たな人の流れを構築して、様々な体験を通して玉川村を知っていただきながら、田舎暮らしのよさ、人の温かさ等を感じてもらうことで、将来的に移住などにつながるような、そういう取組等を展開してまいりたいというふうに考えております。

移住施策の一端を担います交流人口と関係人口の拡大に向けまして、これまでたまかわ観光交流施設、森の駅 y o d g e の開設をはじめといたしまして、旧須釜中学校を活用した職、住、遊、学の複合型交流施設である、すがまプラザを設けてございます。これからは村にビジネスや観光で訪れる方々を増やしていきまして、様々な体験を通して地域を知っていただきながら、田舎暮らしのよさ、人の温かさを感じてもらいまして、将来的には移住などにつながるような取組が必要であると考えております。そういう意味で、かわまちづくり事業につきましても、国交省との連携を図りながら河川空間の整備、そして交流の拠点づくりを進めてきているところでございます。

そもそも、仮称でございますが、この複合型水辺施設の整備・運営事業につきましては、議員の皆さんにも入っていただいた玉川村かわまちづくり計画策定委員会を組織いたしまし

て、様々な検討、尽力により計画、策定がなされるところでございまして、令和2年3月13日付で、国交省のほうから、かわまちづくり支援制度に認定、登録をされているところでございます。

計画では、乙字ヶ滝を中心にいたしまして、公園や水辺、既存資源などを含む周辺環境を活用いたしまして、人を玉川村に呼び込む場所へ、交流人口拡大の場として整備していくこととされておりまして、国、福島県、玉川村、住民、民間企業等が互いに連携し取り組むことと位置づけられているところでございます。河川や堤防、遊歩道等の整備は国交省が行いまして、県は国道や植栽樹、みちのくサイクリングロードの整備などを行う。玉川村におきましては、交流拠点として計画されております本複合型水辺施設の整備、そして乙字ヶ滝公園を含む周辺環境の整備を行うこととなっております。

現在、村内商工関係者の代表の皆様等を中心といたしまして、玉川村乙字ヶ滝かわまちづくり推進協議会を組織し、その中で計画内容ですとか運営方法等にも様々なご意見をいただきながら、計画の推進を図っているところでございます。

議員の皆様方にも、計画の内容や進め方につきましては既に何度かご説明をさせていただいておりますが、この事業を展開するに当たりましては、民間資金を活用いたしまして、行政の年度間負担の平準化を図り、設計、施工、施工管理、そして運営までを一括して行うPFI方式の一種でございますDBFO方式、デザイン・ビルド・ファイナンス・オペレーションにより実施すべく、事業を進めているところでございます。実際に運営するものに最初の計画段階から入っていただき、よりよい運営、経営としていくためには、どういうデザインがいいのか、どういう施設が必要なのか、いいのか。いわば逆算方式で検討していただるのが特徴だというふうに認識しております。

令和4年8月23日からプロポーザル方式にて民間事業を募集いたしまして、同年12月15日に行いました審査会の結果、受託候補者を決定しまして、令和5年1月31日付で基本協定を締結しておりまして、令和6年度中の工事完成を目指し、事業を推進しているところでございます。

これまでも、節目節目に、村民の代表でございます議員の皆様方にはご説明をさせていただいてきております。そういう中で、担当からは、質問等もほとんどないということも聞いておりますので、私としては当然に、議員の皆様方にはご理解、ご了解をいただいているものと認識し、これまでも事業を推進してまいりましたし、これからも事業を推進してまいりたいというふうに考えております。

3月定例会におきましては、これらに係ります補正予算、そして10年間の債務負担行為の設定につきまして、ご議決、可決をいただいておりますので、施工契約につきましては、5月15日に仮契約を締結いたしまして、地方自治法等の規定によりまして本契約を締結すべく、本議会で議案として提出をさせていただいたところでございます。

仮称でございますが、この複合型水辺施設や乙字ヶ滝公園を中心とするかわまちづくり事業が、これはもう社会的効果、そして経済的効果の双方が期待できる、そういう事業だと思っておりますので、その双方を達成できるようにしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

人口減少対策、地域、村の活性化のためにも、訪れる人や興味を持つ人といった、いわば玉川村のファンをしっかりとつくっていく必要があると思ひますし、それらをこれからも強化をしていきたいと思ひます。新たな発想で、本村ならではの施策を真摯、果敢に展開し、選ばれる村づくりを目指してまいりますので、本事業も含めまして様々な事業をこれからも展開してまいります。議員の皆様方のご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑ありませんか。

4番、石井清勝君。

○4番（石井清勝君） 条例の中の3ページの第12条、監督員、甲は監督員を定めるとなっているんですけども、一応契約したので、監督員はもう決まっていると思うので、もし名前が分かれば教えていただきたいと思ひます。

もう一つ、職業も教えていただければ助かります。

○議長（須藤利夫君） 企画政策課長、小針武彦君。

○企画政策課長（小針武彦君） 4番、石井議員のご質問でございますが、3ページの第12条、監督員につきましては、本議会で議決をいただいた後に、正式に監督員を通知するものとなっております。企画政策課職員の予定となっております。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑ありませんか。

4番、石井清勝君。

○4番（石井清勝君） これから選ぶというんですけども、企画政策課の職員では設計とか監理とかは無理だと思うので、一般の方1名を必ず入れてほしいと思ひますので、いかがな

ものでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 企画政策課長、小針武彦君。

○企画政策課長（小針武彦君） 4番、石井議員のご質問で、監督員に一般の方ということでございますが、工事監理に関しましては、この後、設計を担当する設計会社のほうに監理を委託する予定となっております。

監督員に一般の方ということは、今までちょっと前例がないものですから、工事約款等を参考にしまして決定してまいりたいと。基本、企画政策課で行いたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑ありませんか。

6番、小林徳清君。

○6番（小林徳清君） 6点ほど質問させていただきます。

その前に、事業共同体の数が5者から4者になったのはなぜでしょうか。

それとまた、あと続きは6点、言います。

施工に関する契約にもかかわらず、工期の記載がないのはなぜでしょうか。

説明では、たしか12月着工、完成6年3月、オープン6月とありましたが、これそもそも契約明文に不備があったのではないですかね。施工に関する工期の明細がありません。

2つ目、契約金の算出根拠となる事業内訳、括弧しましてメニューです。

メニュー、それから金額は推測によるものでしょうか。これ、公募型プロポーザル方式5者でつくる共同事業体が、受託するに当たり、契約書、施工明細、金額内訳の提示はなかったのでしょうか。

3点目、乙字ヶ滝かわまちづくり検討委員会、第4回資料、括弧でこれは参考であります。事業費明細の中に用地取得費を除いた事業費3億6,800万円が大幅な増額となるのは物価上昇によるものでしょうか。

4点目、何ら風光明媚でない川面にカヌーを浮かべ、遊ぶところとなることは、水害に遭われ、今も大変な思いをしている多くの被災住民に対する配慮が足りないと思わないか。

また、流されて滝つぼに落ちた場合、人命にかかわる重大な事故につながるおそれがあるので、カヌーの件は再考を求めたいと思います。

5、自然災害で被害を受けた場合の修繕費の費用負担はどちらになるのでしょうか。

6、本事業は、村のもくろみどおりにいくと思いますか。私は懸念を残すところではありますが、村長の見解を伺います。

以上、6点について答弁を求めますが、否を前提にただすものではありませんことをご理解ください。私は村民の代弁者であります。

以上。

○議長（須藤利夫君） 村長、須釜泰一君。

○村長（須釜泰一君） 小林議員のご質問にお答えをさせていただきます。

私に対してのご質問、本当にこの事業が目的を達成できるのかというおたがしでございますが、今回の事業につきましては、契約の目的にも記載させていただいたとおり、玉川村乙字ヶ滝かわまちづくりの契約に基づき、交流人口、関係人口の拡大に資する観光交流拠点としていくというようなことでございますが、本事業につきましては、私、先ほど大和田議員のご質問に対して答弁させていただきましたけれども、やっぱり社会的効果と経済的効果の両方を見込める、そういう事業じゃないかなというふうに考えておりますので、その効果につきましては、しっかりと達成すべく取り組んでまいりたいというふうに考えております。

社会的効果といたしましては、多くの方々が来場いたしまして、交流が広がり、玉川村のファンづくりがそこでなされていくというふうに思いますし、何よりも玉川村の持つ可能性、そして高いポテンシャル、魅力を発信することができると思います。さらに、そこから交流も深まりまして、交流人口、関係人口が創出され、玉川村のにぎわい、活力、元気を創造し、結果として玉川村を選んでいただけることで、転出抑制や移住促進にもつながるものと考えております。

また、もう一つの効果であります波及も含めた経済的効果につきましては、農産物でしたり6次化商品などの村の特産品の販売、来場者の消費などにより、さらにはクラフトビールなどの新たな産業なども誘発されていくというようなこともございますので、村内、村民にとりましても所得の増につながるものと期待をしているところでございます。

ご質問の交流人口、関係人口、さらには移住という部分について、もくろみに対しての達成度合いという部分なんですけど、定量的な目標値みたいなものについては特に設定はしておりませんので、今回の事業も含めまして、魅力ある、活力ある、元気で豊かな玉川村を創造いたしまして、選ばれる村づくりにつながるように、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（須藤利夫君） 企画政策課長、小針武彦君。

○企画政策課長（小針武彦君） 6番、小林議員のご質問で、まず1点目、本契約に工期が記

載されていないことにつきましては、今回の整備運営事業につきましては、P F I 方式の一つであるDBF O方式、こちらを採用し、資金についても民間資金を活用して整備するものであります。

本方式の場合、施工費の分割払いの期間である10年間を記載するものであり、実際の工期を記載するものではありませんが、本仮契約書の別紙1に、本業務の予定として引渡し日を令和6年3月としているところでございます。

2点目の契約金の算出根拠につきましては、施工金額の算出根拠、こちらは総事業費を5億円以内ということで、提案に基づいた金額であり、その中で設計、施工、工事監理を行うこととなっております。施工に関する設計業務については、今後、進めることとなりますが、それにより詳細な施工費が算出されることとなっております。

現時点におきましては、建築工事費、電気設備、機械設備、屋外整備、それから備品、家具等の費用として、この金額で契約するものでございます。

それから3点目、以前のかわまちづくり検討委員会の資料で、事業費総額が3億8,400万でありましたが、この事業費に対する増額の理由でよろしいですか。

その事業費3億8,400万円につきましては、かわまちづくり計画の登録申請時の金額と思われませんが、3年以上前の数字であり、整備手法も体制も確定していないときの金額でございます。その後、資材、人件費の高騰もあり、様々な要因より算出した金額でありますので、ご理解賜りたいと思います。

それから4点目、施設の付近でカヌーを浮かばせることは危険であり、風光明媚な場所、水害を受けた方々への配慮に欠けるのではということですが、カヌー利用につきましては、これまで何度か試乗を行い、安全性についても検証を行っているところであります。今後、さらに安全性を確証してまいりたいと思っております。

また、景観と水害に遭われた方々にも十分考慮し、理解が得られるよう取り組んでまいりたいと思います。

5点目でございますが、本施設が自然災害で被災した場合、修繕する費用はどこが負担するかにつきましては、災害時における費用の負担は、基本的に村が行うことになっております。今回の修繕工事には、出水を見据えた止水壁、それから排水ポンプ、電気設備や排水設備についても、損害を最小限に抑える配慮を求めています。

現在は、建物共済保険に入っております、負担を軽減するよう努めているところでございます。

もう1点、契約書の1ページに、目的及び定義のところでは4者ほど名前が載っておりますが、小林議員のおっしゃられている5者につきましては、基本協定を結んだ5者でございます。この施工契約のほかに、このあと設計のほうを行う隈研吾建築都市設計事務所、こちらが入る予定となっております。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） まず、原案に反対者の発言を許します。

4番、石井清勝君。

○4番（石井清勝君） 前も、一般質問等もしていたんですけれども。4億6,000万、それに今度、年間900万の指定管理者ということで、大体6億弱になると思うんですけれども、10年間は指定管理者の指定で運営できると思うんですけれども、その後、負の財産になる可能性があるもので、前も言ったとおり反対をいたします。

○議長（須藤利夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

11番、塩澤重男君。

○11番（塩澤重男君） 玉川村にとって、乙字ヶ滝は大変重要な観光資源であります。水辺施設を整備することは、玉川村の魅力アップにつながります。人を呼び込む拠点となり得る場所でもあります。玉川村の発展に寄与するものと考え、この議案に賛成いたします。

○議長（須藤利夫君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから議案第35号（仮称）複合型水辺施設の整備・運営事業「施工に関する契約」の締結についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（須藤利夫君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



ここで暫時休議とし、休憩といたします。10分間休憩といたします。

(午前 11時 17分)

---

○議長（須藤利夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11時 28分)

---

◎議案第36号～議案第49号の説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第10、議案第36号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてから日程第23、議案第49号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてまでの14議案については、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

産業振興課長兼農業委員会事務局長、塩田敦君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 塩田 敦君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（塩田 敦君） それでは、議案第36号から議案第49号まで一括してご説明いたします。

議案第36号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。

〔朗 読・説 明〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（塩田 敦君） 以下、議案第37号からは本文については同文であるため、朗読を省略し、委員候補者の住所、氏名、生年月日のみを朗読し、ご説明といたします。

議案第37号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。

〔朗 読・説 明〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（塩田 敦君） 続きまして、議案第38号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。

〔朗 読・説 明〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（塩田 敦君） 続きまして、議案第39号 農業委員会  
の委員の任命につき同意を求めることについて。

〔朗 読・説 明〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（塩田 敦君） 続きまして、議案第40号 農業委員会  
の委員の任命につき同意を求めることについて。

〔朗 読・説 明〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（塩田 敦君） 続きまして、議案第41号 農業委員会  
の委員の任命につき同意を求めることについて。

〔朗 読・説 明〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（塩田 敦君） 続きまして、議案第42号 農業委員会  
の委員の任命につき同意を求めることについて。

〔朗 読・説 明〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（塩田 敦君） 続きまして、議案第43号 農業委員会  
の委員の任命につき同意を求めることについて。

〔朗 読・説 明〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（塩田 敦君） 続きまして、議案第44号 農業委員会  
の委員の任命につき同意を求めることについて。

〔朗 読・説 明〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（塩田 敦君） 続きまして、議案第45号 農業委員会  
の委員の任命につき同意を求めることについて。

〔朗 読・説 明〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（塩田 敦君） 続きまして、議案第46号 農業委員会  
の委員の任命につき同意を求めることについて。

〔朗 読・説 明〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（塩田 敦君） 続きまして、議案第47号 農業委員会  
の委員の任命につき同意を求めることについて。

〔朗 読・説 明〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（塩田 敦君） 続きまして、議案第48号 農業委員会  
の委員の任命につき同意を求めることについて。

〔朗 読・説 明〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（塩田 敦君） 続きまして、議案第49号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。

〔朗 読・説 明〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（塩田 敦君） 以上、選任に当たっては、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでありますので、よろしくご審議、ご同意賜りますようお願いいたします。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

まず最初に、議案第36号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

次に、議案第37号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

次に、議案第38号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

次に、議案第39号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

次に、議案第40号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

次に、議案第41号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

次に、議案第42号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

次に、議案第43号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

次に、議案第44号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

次に、議案第45号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

次に、議案第46号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての質疑を許します。

7番、大和田宏君。

○7番（大和田 宏君） 先ほどの説明の中で、ほとんど区長の推薦という表現だったんですが、北須釜の方については、区長ではなくて別な方の推薦という表現があったんですが、これは理由は何でしょうか。

○議長（須藤利夫君） 産業振興課長兼農業委員会事務局長、塩田敦君。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（塩田 敦君） こちらにつきましては、推薦書に農業委員の候補者の推薦をしていただくわけですが、推薦書の推薦者の欄は地区の農業者3名以上または団体の代表者、どちらでもいいというような規定になってございます。

北須釜につきましては、地区の農業者からの推薦ということでございますので、よろしくお願いたします。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

次に、議案第47号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

次に、議案第48号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

次に、議案第49号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

次に、議案第36号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第36号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての採決をします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

次に、議案第37号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第37号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

次に、議案第38号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第38号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

次に、議案第39号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第39号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

次に、議案第40号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第40号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

次に、議案第41号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第41号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

次に、議案第42号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第42号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

次に、議案第43号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第43号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

次に、議案第44号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第44号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

次に、議案第45号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第45号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

次に、議案第46号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第46号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。



本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

次に、議案第47号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第47号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

次に、議案第48号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第48号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

次に、議案第49号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第49号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

---

### ◎村長の追加提案理由の説明

○議長（須藤利夫君） 日程第24、村長の追加提案理由の説明を求めます。

村長、須釜泰一君。

〔村長 須釜泰一君登壇〕

○村長（須釜泰一君） 追加提案いたします議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第50号 玉川村副村長の選任につき同意を求めることについてであります。現在空席となっております玉川村副村長の選任について、地方自治法第162条の規定によりまして議会の同意を求めるものでございます。

所信表明でも述べさせていただきましたとおり、現在、同時並行的に進行している大規模プロジェクトの推進、完遂のほか、人口減少対策をはじめ、子育て支援の充実や健康、医療、高齢者福祉による健康寿命の延伸、デジタルを活用した、より利便性の高い暮らしの構築など、元気で豊かな村づくりのための重要な施策を推進していく中で、長を補佐し、代理を務める副村長の責務は重要であり、当然ながら必要な存在であると考えております。

また、国や県、さらには社会の動向に機敏に対応し、多様化する住民ニーズに応え、行政運営に当たるためにも、豊富な行政経験による安定感と実行力が要求されるところであります。

提案の丹内一彦氏は、役場職員として38年間の長きにわたり村政の振興、発展にご尽力いただいております。議会事務局長、住民税務課長、会計管理者、教育課長、総務課長として活躍をいただきました。

また、平成31年4月からは、玉川村社会福祉協議会事務局長として会長を補佐し、地域の福祉、生活課題を地域全体の問題として捉え、その解決に向けて地域住民の皆様と協力しながら、住民主体の福祉のまちづくりを推進するためにご尽力いただいております。

今後、元気で豊かな村づくりの一翼を担い、住民福祉のさらなる向上のため、強い使命感

と高い倫理観を持って、玉川村の振興、発展のため力を発揮してくれるものと確信しておりますので、同意を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（須藤利夫君） 村長の追加提案理由は、ただいまの説明のとおりです。

---

#### ◎議案第50号の説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第25、議案第50号 玉川村副村長の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

当局の説明を求めます。

総務課長、須田潤一君。

〔総務課長 須田潤一君登壇〕

○総務課長（須田潤一君） それでは、議案第50号についてご説明申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

○総務課長（須田潤一君） よろしくご審議、ご同意賜りますようお願いいたします。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第50号 玉川村副村長の選任につき同意を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

---

#### ◎請願の処理について（委員長報告）

○議長（須藤利夫君） 日程第26、請願の処理に入ります。

かねてから付託されておりました請願第2号については、文教厚生常任委員会において調査及び審査が終了しておりますので、これよりその処理についてを議題といたします。

文教厚生常任委員長より報告をお願いいたします。

文教厚生常任委員会委員長、飯島三郎君。

〔文教厚生常任委員長 飯島三郎君登壇〕

○文教厚生常任委員長（飯島三郎君） 委員会報告書。文教厚生常任委員会。

玉川村議会文教厚生常任委員会報告書

令和5年6月13日玉川村議会文教厚生常任委員会を下記のとおり開催した。

記

1、開催の日時 令和5年6月13日 午前11時35分

2、開催の場所 玉川村議会会議室（議員控室）

3、出席委員は次のとおりである。

1番 小林徳清          2番 大和田宏          3番 飯島三郎

4番 三瓶 力          5番 塩澤重男          6番 須藤利夫

4、欠席委員は次のとおりである。

なし

5、執行部より出席した者は次のとおりである。

教育課長 坂本 敬

6、職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 大越健一

委員長は、午前11時35分、開会を宣し、本委員会に付託を受けた下記請願について審議を行い、慎重に調査並びに審査をなし、次のように決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

○請願受理番号 2号

請願名称 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書

請願者 福島県福島市上浜町10-38

福島県教職員組合 中央執行委員長 瀬戸禎子

紹介議員 渡邊一雄

本件については、慎重に審議した結果、全員一致で採択すべきと決定した。

委員長は、午後零時02分、審議が終了したので閉会を宣した。

以上のとおり、委員会の経過及び審査結果を報告いたします。

令和5年6月15日

玉川村議会文教厚生常任委員会委員長 飯島三郎

玉川村議会議長 須藤利夫 様

以上です。

○議長（須藤利夫君） ただいまの報告のとおりです。

これから請願第2号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書を採択します。

この請願については、常任委員長の報告のとおり採択したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第2号については採択することに決定しました。

---

#### ◎委員会の閉会中の継続調査について

○議長（須藤利夫君） 日程第27、委員会の閉会中の継続調査の件を議題にします。

玉川村議会運営委員会委員長から、玉川村議会運営委員会において、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

◎委員会の閉会中の継続調査について

○議長（須藤利夫君） 日程第28、委員会の閉会中の継続調査の件を議題にします。

玉川村議会総務産業建設常任委員会委員長から、玉川村議会総務産業建設常任委員会において、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

◎委員会の閉会中の継続調査について

○議長（須藤利夫君） 日程第29、委員会の閉会中の継続調査の件を議題にします。

玉川村議会文教厚生常任委員会委員長から、玉川村議会文教厚生常任委員会において、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

◎委員会の閉会中の継続調査について

○議長（須藤利夫君） 日程第30、委員会の閉会中の継続調査の件を議題にします。

玉川村議会広報編集特別委員会委員長から、玉川村議会広報編集特別委員会において、会

議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### ◎日程の追加

○議長（須藤利夫君） ただいま三瓶力君から、発議第2号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出についてが提出されました。お諮りします。

これにより、これを日程に追加し、追加日程第1、発議第2号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出についてを議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第2号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出についてを追加日程第1として、議題とすることに決定しました。

ここで暫時休議いたします。

（午後 零時02分）

---

○議長（須藤利夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 零時06分）

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 追加日程第1、発議第2号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

10番、三瓶力君。

〔10番 三瓶 力君登壇〕

○10番（三瓶 力君） それでは、発議第2号についてご説明を申し上げます。

発議第2号

令和5年6月15日

玉川村議会議長 須藤利夫 様

提出者 玉川村議会議員 三瓶 力

賛成者 同 上 塩澤 重男

同 上 大和田 宏

同 上 小林 徳清

「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、

被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。

「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書

東日本大震災から12年が経過しました。東日本大震災で被災をし、経済的理由により就学等が困難な子どもを対象に、「被災児童生徒就学支援等事業」が全額国庫負担の単年度の交付金事業として行われています。令和5年度も、東日本大震災復興特別会計による被災児童生徒就学支援等事業として計上され、8億円が予算化されています。

この事業を通して、幼稚園児等の就園支援、小中学生に対する学用品等の援助や通学支援（スクールバス運行による通学手段の確保にかかる経費を含む）、高校生に対する奨学金支援、特別支援学校等に在籍する児童生徒への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免などが実施されています。被災した子どもたちには、学校で学ぶための極めて有



効な支援事業として機能しています。

令和3年3月9日、『「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について』が閣議決定されました。その中で、令和3年度から7年度までの5年間を新たな復興機関として「第2期復興・創生期間」と位置付け、令和3年度以降の復興の円滑かつ着実な遂行を期するための取組が進められています。子どもの就学支援についても「支援の必要な子どもの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続する」としています。

「被災児童生徒就学支援等事業」での「原子力災害被災地域」は小・中・高等学校、特別支援学校、私立学校、専修学校・各種学校を対象とした就学援助、就学奨励、奨学金などの就学等支援事業等についても継続となりました。今日においても、福島県では、令和4年4月1日時点で約4千9百人（自主避難を除く）もの子どもたちが県内外で避難生活を送っています（福島県こども・青少年政策課公表）。経済的な支援を必要とする子どもたちは多く、子どもたちの就学・修学のためには、長期的な支援がなくてはなりません。学校現場からも事業の継続を強く望む声が届いています。事業に係る予算措置は単年度のため、事業が終了、もしくは規模が縮小することとなれば、自治体負担となることも危惧されます。地方から「必要である」との声を中央に届けることが求められます。子どもたちの就学・修学のためには、長期的な支援がなくてはなりません。

福島の復興・再生に向けて手厚い支援が実施されていますが、引き続き被災者に寄り添う「被災児童生徒就学支援等事業」による就学支援は必要です。予算措置が単年度で事業終了となれば、被災児童生徒の就学支援に格差が生じることも危惧されます。令和6年度においても本事業を継続し、必要な財政措置を行い、被災した子どもたちに継続した就学支援を実施できるようにする必要があります。

このような理由から、下記の事項の実現について、地方自治法第99条にもとづき、意見書を提出します。

1. 東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、令和6年度においても、全額国庫で支援する「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、十分な就学支援に必要な予算確保を行うこと。

令和5年6月15日

福島県石川郡玉川村議会議長 須藤利夫

復興大臣 渡辺 博道 殿  
文部科学大臣 永岡 桂子 殿

総務大臣 松本 剛明 殿

財務大臣 鈴木 俊一 殿

以上、よろしくご審議、ご決定を賜りますようお願いいたします。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから発議第2号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎村長挨拶

○議長（須藤利夫君） 以上をもって、本定例会の全日程、全議案の審議が終了いたしました。

村長より一言ご挨拶をお願いいたします。

村長、須釜泰一君。

〔村長 須釜泰一君登壇〕

○村長（須釜泰一君） 令和5年6月議会定例会閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

このたびは、特別功労者表彰の須藤利夫議長をはじめ、自治功労者表彰の塩澤重男副議長、小林徳清議員、渡邊一雄議員におかれましては、改めまして表彰、誠におめでとうございます。自治発展のご功績に対しまして、敬意と感謝を申し上げます。

私にとりまして、村長就任後、最初の議会であり、大変に緊張した中で無事に閉会を迎えることができまして、安堵しております。議員各位には慎重審議をいただきまして、おかげ

さまをもちまして、令和5年6月補正予算をはじめ、副村長人事案件や契約案件など、多数の重要案件につきまして、いずれも原案どおり議決、同意を得まして、本日閉会の運びに至りましたことは、村政発展のため、誠にご同慶に堪えないところでございます。

一般質問、議案審議等でいただきましたご意見、ご要望につきまして、十分これを尊重し、検討させていただき、村政運営に遺憾なきよう万全を期してまいる所存でございます。

所信表明でも申し上げましたが、村民の皆様のご意見や声をしっかりお聞きしながら、皆様と一緒に魅力ある、活力ある、元気で豊かな村づくりを進め、選ばれる玉川村を創造してまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましては、特段のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

梅雨に入り、蒸し暑い時期を迎えておりますが、議員各位には健康に十分留意されましてご活躍されますよう祈念いたしまして、簡単ではございますが、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（須藤利夫君） 議員各位におかれましては、長時間にわたり慎重審議をくださりまして、誠にありがとうございました。

また、説明のためにご出席をいただきました執行当局の皆様におかれましても、誠にありがとうございました。

これをもちまして、令和5年6月定例会を閉会いたします。

（午後 零時18分）